

いわゆる「谷間世代」に対する救済措置の実施を求める 会長声明

- 1 2017年（平成29年）4月19日、司法修習生に対して、月額13万5000円、住居が必要となる者にはさらに月額3万5000円を支給する修習給付金制度を創設する裁判所法改正がなされた。

本改正による修習給付金制度の創設は、司法修習生に対してあるべき経済的支援策の回復に向けての大きな前進として評価できる。

とはいうものの、同制度によって支払われる修習給付金は、給費制が廃止される2010年（平成22年）度までの司法修習生への支給額を大きく下回っており、その金額が安心して修習に専念するために十分かどうか問題があることから、今後も継続的な調査・検討が必要である。

- 2 また、今回の裁判所法改正においては、同改正法の遡及適用が見送られた。

その結果、給費制が廃止されていた2011年（平成23年）度から2016年（平成28年）度までの6年間に、無給のもと、同じ修習専念義務を負って同じ内容の修習を遂行した新65期から70期の司法修習修了者（以下「谷間世代」という）の経済的負担が、旧65期以前及び71期以降の修習修了者に比して著しく重くなるという不公平・不平等な事態が発生した。

この谷間世代にあたる法曹の人数は約1万1000人に達し、全法曹（約4万3000人）の約4分の1を占め、看過できない事態となっている。

- 3 そもそも、司法は、三権の一翼として、法の支配を実現し国民の権利を守るとともに、「憲法の番人」として立法、行政を監督すべき責務がある。裁判官、検察官及び弁護士は、司法作用を司り又はこれに携わる者として法曹と称されるところ、法曹はこの司法の担い手として公共的使命を負っている。

そこで、国は、高度な技術と倫理観が備わった法曹を国の責任で養成するために、現行の司法修習制度を、1948年（昭和23年）、日本国憲法施行と同時に発足させ運営してきた。この制度の中で、司法修習生は、修習専念義務（兼職の禁止）、守秘義務等の職務上の義務を負いながら、裁判官・検察官・弁護士になる法律家の卵として、将来の進路にかかわらず、全ての分野の法曹実務を現場で実習し、法曹三者全ての倫理と技術を習得してきた。このように、司法修習制度が、修習専念義務を課したうえで国の責任で法曹を養成する制度である以上、国が、司法修習生に対し、修習に専念できるに足る生活保障を行

うのは当然である。

そして、司法制度の最終的な受益者は、その利用者たる国民であるから、国には司法制度を担う人的インフラである法曹について、公費をもって養成する責務がある。現行の司法修習制度発足当初から、司法修習生に対し国費から給費を支給してきたのは、その責務を全うするためであった。司法修習費用給費制は、2011年（平成23年）に、司法修習生の大幅な増加、司法制度改革を実現するための財政負担等の理由によりいったん廃止されたが、この責務は、「国家財政の効率的な分配」の名のもとに放擲してよいものではなく、今般上述のとおり修習給付金制度が創設されたことも国の責務に照らし当然の措置であった。

- 4 さらに、給費制の廃止により、谷間世代の司法修習生には、修習資金の貸与を受けた者も少なくなく、多額の負担を負った状態で法曹となっている。このようにして谷間世代が負わされた経済的負担は、谷間世代の法曹としての活動に対する制約要因となりかねない。谷間世代が、それぞれの生活基盤を整えて能力・意欲と技術・工夫をいかんなく発揮し、より幅広い分野で国民の権利擁護のために活躍する環境を整備するためには、貸与金の返還という経済的負担から解放することが必要不可欠である。
- 5 以上の次第であるので、当会は、法務省、最高裁判所、国会に対して、谷間世代の経済的負担が旧65期以前及び71期以降の修習修了者に比して著しく重くなったままであるという不公平・不平等な事態が発生していることについて、一律給付等の方法によりこれを是正する措置を講じることを求める。

なお、これとあわせて、本年7月25日（新65期司法修習修了者の貸与金返還開始時期）までに上記の措置が講じられない場合には、上記是正措置が講じられるまでの間、貸与金の返還期限を一律猶予する措置を講ずることを求める。

2018年（平成30年）3月1日

佐賀県弁護士会

会長 稲津 高大